

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月にA会社B営業所に事務員として採用され、その後、数か所の支店・営業所の勤務を経て、平成〇年〇月からはC営業所において勤務した。

請求人によると、平成〇年〇月頃、マネージャーと書類関係でトラブルとなり、それ以降、嫌がらせを受け、話をするのが怖くなり、緊張すると手の震え、頭痛の症状が現れたことから、同年〇月〇日、Dクリニックに受診し「心因反応」と診断されたと申し立てている。

請求人は、請求人が発病した精神障害は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 審査会の判断

(1) 地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）の意見書によると、請求人は平成〇年〇月頃には、ICD-10診断ガイドラインの「F41.2 混合性不安抑うつ障害」（以下「本件疾病」という。）を発病していたとしている。専門部会の所見、請求人の申述、医証及び本件の経緯等からみて、当審査会は、請求人は平成〇年〇月頃に本件疾病を発病したものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長は、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷を認定基準に照らして検討すると、次のとおりである。

① 「特別な出来事」について

認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」または「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

② 「特別な出来事以外」について

請求人は、平成〇年〇月頃Eマネージャーと書類の関係でトラブルと

なり、以降、Eマネージャーからいじめ・嫌がらせを受けるようになった旨主張し、具体的には、Eマネージャーから階段のすれ違いざまに「死ね」と言われたり、舌打ちされたことなどが大きな精神的な負荷となったなどと述べているため、この件について以下に検討する。

請求人によると、Eマネージャーの上記発言は録音していないとのことであった。そこで、Eマネージャーについて職場関係者の申述をみると、「要注意と引き継ぎ事項になるくらいの人です。（中略）あの手、この手で人を追い込むようなところがあります。」（F）、「協調性がなく、わがまま、自己中心的で所長として営業所をまとめるに苦勞するというものでしたが、実際に見てそのとおりでなと感じました。」（G）などとある一方、請求人については、「仕事に対しては忠実で、非常に優秀だと思っていました。H営業所時代は、営業職員には信頼され、書類の不備などを指摘されれば、それに従っていたようです。」（G）とある。

こうした職場関係者からの申述等からみて、請求人は、平成〇年〇月頃Eマネージャーと書類の関係でトラブルとなったあと、Eマネージャーから請求人が上記に申し立てているような言動を受けた事実があったものと推測され、当審査会としては、この出来事は別表1の「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」)に相当するものと推認される。

また、請求人に対するEマネージャーの言動は、通常の業務範囲を超えている部分があったにもかかわらず、会社は、平成〇年〇月に請求人を別の営業所に異動させる以外、他に特段有効な方法を講じておらず、請求人に対する会社のサポート体制は十分であったとは言い難い。

一方で、職場の同僚等がEマネージャーと結託した事実はなく、また請求人に対するEマネージャーの当該言動は長期あるいは頻繁に行われたとも認められない。これらの事情を総合的に勘案し、当審査会は、当該出来事の評価を「中」と判断する。

(4) 業務以外の心理的負荷については、特記すべき事項は認められず、個体側要因についても特段の問題は認められない。

(5) したがって、請求人の心理的負荷の全体評価は「中」程度となり、請求人の

精神障害発病前おおむね6か間における業務による心理的負荷の強度を「強」と認めることはできない。

- 3 以上のとおりであるから、請求人の精神障害は業務上の事由によるものであるとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。